

平成28年度

登録事業A
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 28 年度 登録事業 A 事業計画

概 要

物価上昇率の低下による実質所得の増加により個人消費は回復基調が続くと考えられますが、タクシー業界が厳しい環境下におかれている状況は変わっておらず、消費がタクシー需要へ反映されることを期待したいところです。

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴い平成 27 年 10 月からタクシー運転者登録制度が全国で実施され、横浜地域においては輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験として地理の試験に加えて法令・安全・接遇に関する試験が加えられました。これによりタクシー運転者の資質向上が図られることとなりましたが、タクシー運転者の待遇がなかなか改善されない状況にあるためか若年層の運転者が増えず、タクシー運転者の高齢化が進んでいる状況が懸念されます。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、昨年 10 月に改正された運転者登録制度に関する問合せ等についても適切な説明を行い、申請者が円滑に手続きを行うことができるよう努めます。

平成 28 年 2 月 29 日現在の運転者証交付数は 14,111 件となっており、平成 27 年 3 月 31 日からの交付数は 366 件の減となっています。

タクシー業界への労働者の流入において増加を見込むことは難しく、講習の受講者数については平成 27 年度とほぼ同等となると考えられます。

新規運転者の登録数は、タクシー運転者となるために認定講習の修了に加えて試験への合格も必要となることから、講習受講者数より多少減少するものと考えます。

これらをふまえ、登録申請者数及び講習受講者数は平成 27 年度並みであると見込んで平成 28 年度の事業計画を策定しました。

1. 運転者登録事務

運転者登録事務のうち、運転者証訂正件数は運転者登録原簿における運転免許証有効期限年月より推定し算出し、事業者乗務証訂正件数は個人タクシー帳簿より推定し算出したが、その他の件数については平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績予測に加え、認定講習及び試験の実施を含めて他の要因も考慮して算出し、平成 28 年度の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便に努め申請者への対応およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、タクシー事業者への周知に努めることとする。

(1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

① 登録申請

登録申請件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定して新規登録を 710 件、再登録を 60 件と見込んで、計 770 件とした。

② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定した会社間移動件数 810 件に ① の登録件数 770 件を加えて、計 1,580 件とした。

③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、平成 28 年度の運転免許証の更新予定者を、運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出して 3,690 件とした。

④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定して 35 件とした。

⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定して 200 件とした。

⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定して 30 件とした。

⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の平成 26 年度の実績及び平成 27 年の実績見込件数より推定して 45 件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

平成 28 年度運転免許証更新者は、個人タクシー帳簿より推定して 570 件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の実績見込件数より推定して 5 件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

平成 28 年度の主要項目以外の計画件数については、平成 27 年度の取扱い実績見込件数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

| 項目 | 件数 |
|-------------|-------|
| 登録申請 | 770 |
| 運転者証交付 | 1,580 |
| 運転者証訂正 | 3,690 |
| 運転者証再交付 | 35 |
| 原簿の謄本交付及び閲覧 | 200 |
| 業務経歴証明書交付 | 30 |
| 事業者乗務証交付 | 45 |
| 事業者乗務証訂正 | 570 |
| 事業者乗務証再交付 | 5 |
| 合計 | 6,925 |

2. その他の取扱件数

| 項目 | 件数 |
|-------------|-------|
| 登録消除 | 1,300 |
| 登録取消 | 5 |
| 【登録事項の変更】 | |
| 運転免許証の有効期限 | 3,680 |
| 氏名・住所・免許証番号 | 490 |
| 運転者の移動 | 810 |
| 事業者の名称・住所 | 50 |
| 運転者証の返納 | 2,100 |
| その他 | 10 |
| 合計 | 8,445 |

2. 講習業務

講習受講者数は平成 27 年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む 740 名を見込んで事業計画を策定した。

講習は、「法令」「安全」「接遇」「地理」について 3 日間（21 時間）のカリキュラムを組み、1 週間に 1 回行い、タクシー運転者としての意識を向上させ資質を高めることを主眼に置き、内容を充実させることに努める。

また、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けることができるよう協力する。

(1) 講習実施計画数

| | | |
|-----------|------|-------|
| ・講習実施予定回数 | | 48 回 |
| ・講習受講予定者数 | 全科目 | 730 名 |
| | 地理のみ | 10 名 |

(2) 講習の内容

① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令について、的確な講義を行い、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実に行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、運転者が自らの意識を改善することにより、良いサービスの提供を行うことができるよう、講習を実施する。

高齢者や障害者の方への接し方についても、相手の気持ちになって考

えて対応ができるよう、バリアフリーに関する教育を引き続き行う。

④ 地理

基本的な地理を把握させ、地図の利用による経路の選択など、運転者の知識をさらに向上させることができるよう講習を実施する。

(3) 講習時間表

| 時間 | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|----------------------|-------|-------|-------------------|
| 1 時間目 9:00~10:00 | 法令 ① | 接 遇 ③ | 接 遇 ⑥ |
| 2 時間目 10:00~11:00 | 法令 ② | 接 遇 ④ | 安 全 ⑥ |
| 3 時間目 11:00~12:00 | 法令 ③ | 接 遇 ⑤ | 接 遇 ⑦ |
| 昼食、休憩 12:00~13:00 | 昼食、休憩 | 昼食、休憩 | 昼食、休憩 |
| 4 時間目 13:00~14:00 | 法令 ④ | 安 全 ② | 地 理 ① |
| 5 時間目 14:00~15:00 | 安 全 ① | 安 全 ③ | 地 理 ② |
| 6 時間目 15:00~16:00 | 接 遇 ① | 安 全 ④ | 地 理 ③ |
| 7 時間目 16:00~17:00 | 接 遇 ② | 安 全 ⑤ | 意見交換等 講習修了証 交付 |

※ 1 時間に 10 分間の休憩を含む。

3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会 2回